

## 鹿屋体育大学科目等履修生規則

	平成 5 年 2 月 1 8 日
	規 則 第 3 号
改正	平成 6 年 1 0 月 2 8 日
	規 則 第 1 1 号
	平成 1 5 年 3 月 5 日
	規 則 第 3 号
	平成 1 6 年 4 月 1 日
	規 則 第 3 6 号
	平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日
	規 則 第 1 8 号
	平成 2 7 年 3 月 1 8 日
	規 則 第 7 号
	平成 2 9 年 2 月 1 3 日
	規 則 第 6 号
	平成 3 0 年 3 月 1 2 日
	規 則 第 9 号
	平成 3 1 年 4 月 1 9 日
	規 則 第 1 9 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成 1 6 年規則第 2 号）第 6 5 条の規定に基づき、本学における科目等履修生（以下「履修生」という。）について必要な事項を定める。

### (入学の時期)

第 2 条 履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

### (入学資格)

第 3 条 学部の履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

2 大学院の履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

### (入学の出願)

第 4 条 履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書（別紙様式第 1 号）
- (2) 履歴書（別紙様式第 2 号）及び健康診断書（別紙様式第 3 号）
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書又は修了証明書
- (4) 在職中の者は、その所属機関等の長の承諾書

### (入学者の選考)

第 5 条 入学志願者の選考は、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修科目)

第7条 履修生を志願する者は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ授業科目担当教員の内諾を得るものとする。

2 教育実習及び教職実践演習の履修は認めない。ただし、本学の卒業生及び修了生は、この限りでない。

(履修期間)

第8条 履修期間は、入学を許可された年度内（履修を許可された授業科目の開講される期間）とする。ただし、授業科目を修得できなかった場合は、許可を得て1年間に限り在学期間を延長することができる。

2 教育実習の履修期間は、本学学部学生と同じ時期とする。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修科目の単位は、前後期あわせ30単位（大学院においては10単位）までとする。

(単位修得証明書)

第10条 履修生の単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(検定料及び入学料)

第11条 検定料及び入学料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第6号）に定める額とする。

(授業料)

第12条 授業料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程に定める額とし、当該年度内に履修を予定する授業のすべてについて、入学許可を受けたときに納付しなければならない。

(既納の授業料等)

第13条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、履修生に関し、必要な事項は、学則及び鹿屋体育大学学生規則の規定を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平6. 10. 28規則第11号）

この規則は、平成6年10月28日から施行する。

附 則（平15. 3. 5規則第3号）

この規則は、平成15年3月5日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則（平16. 4. 1規則第36号）  
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平25. 11. 20規則第18号）  
この規則は、平成25年11月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平27. 3. 18規則第7号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平29. 2 . 13規則第6号）  
この規則は、平成29年2月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平30. 3. 12規則第9号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 4. 19規則第19号）  
この規則は令和元年5月1日から施行する。

別紙様式第1号

入 学 願 書

( 科目等履修生 )

鹿屋体育大学		受付番号			
ふりがな 氏名	----- 昭和・平成 年 月 日生 印			男 ・ 女	写 真
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
	〒 TEL (       )       -				
現住所		〒 TEL (       )       -			
最終出身学校 卒業年月日		昭和・平成・令和 年 月 日 卒業・修了(見込)			
勤務先等		TEL (       )       -			
保 証 人	氏名			続柄	
	住所	〒 TEL (       )       -			
	勤務先等				
履 修 科 目	授業科目名	単位数	担当教員	担当教員確認欄	
入学の目的					

- 備考 1 . の欄は記入しないこと。  
2 . 担当教員確認欄に授業担当教員の承諾をえること。

別紙様式第2号

履 歴 書			フリガナ 氏 名			
本 籍			性 別		生年月日	年 月 日生
現 住 所		〒 (電話)				
最 終 学 歴		昭和・平成・令和 年			卒業・修了	
年	月	日	経 歴			備 考
勤 務 先	名 称					
	所 在 地		〒 (電話)			
	役 職					
	所 属 長 役 職					
	所 属 長 氏 名					

鹿屋体育大学 科目等履修生 入学志願者

健康診断書

フリガナ				〒
氏名				男・女
生年月日	年	月	日生	現住所
TEL				
診 断 事 項				
健康 の 状 況	視力	右	( )	胸部X線検査 撮影年月日 年 月 日 直接・間接 NO. 所見
		左	( )	
	聴力	右	正常・異常 ( )	
		左	正常・異常 ( )	
その他の疾病 及び異常	なし・あり ( )			
医 師 の 所 見 (入学後健康の管理上注意すべき事項)				
<p>診断の結果上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所(所在地)</p> <p>医療機関名</p> <p>医師の氏名 <span style="float: right;">印</span></p>				

- (注) 1. この健康診断書の診断事項を全て受診の上、診断結果を記入してください。  
 2. 診断事項中、異常又は特に記入事項がない場合でもその旨を記入して下さい。